

報 告 書

平成 23 年 6 月 28 日

政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は、「検委事第 10 号」について
本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

平成 23 年 6 月 28 日

政府調達苦情検討委員会委員長

加 毛 修

(別紙)

検委事第10号

報 告 書

東京都豊島区東池袋四丁目5番2号

苦情申立人 株式会社日立プラントテクノロジー

代表者	取締役社長	東	原	敏	昭
代理人	弁護士	黒	田	一	弘
代理人		平	野	俊	幸
		金	井	龍	也
		丹	野	良	祐
		平	出		裕
		斉	藤		隆
		松	村	雅	史
		久	礼	崇	司

埼玉県さいたま市中央区新都心十一番地2

関係調達機関 独立行政法人水資源機構

代表者	契約職副理事長	中	條	康	朗
代理人	弁護士	高	田	敏	明
		高	田	洋	平
代理人		佐	々	木	宏
		進	藤	裕	之

森 田 義 則
小 島 隆

東京都大田区羽田旭町1 1番1号

参加者

株式会社荏原製作所

代表者 代表取締役社長 矢 後 夏 之 助

代理人 弁護士 秋 山 洋

柳 田 一 宏

滝 充 人

塚 原 雅 樹

湊 谷 倫 英

代理人 上 村 泰 弘

西 沢 良 之 志

太 田 晃 宏

長 岡 一 宏

内 田 義 弘

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「武蔵水路糠田排水機場ポンプ設備改修工事」（以下「本事業」という。）の調達（以下「本件調達」という。）に係る入札手続について、入札の再審査を求める旨の是正案を、関係調達機関に提案されるよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）の却下を求める。

第2 事案の概要

- 1 関係調達機関は、武蔵水路糠田排水機場ポンプ設備等撤去・製作・据付業務について調達を実施することとした。
- 2 関係調達機関は、平成22年11月26日、本事業の入札公告を行い、本事業に係る入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）を提示した。

本件入札説明書のうち、本件申立てに関係する主な部分は以下のとおりである。

3. 工事概要

(6) 工事実施形態

- ① 本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- ② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける「契約後VE方式」の試行工事である。

5. 総合評価落札方式に関する事項

(6) 技術提案の採否等

技術提案の採否については、平成23年1月17日（月）までに通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

別紙1（低入札価格調査関係）

4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申込み価格の積算の基礎（入札時に提出された工事費内訳書をいう。総合評価落札方式においてVE提案等によるコスト縮減を認められた者には、ヒアリングのための追加資料の様式2-1, 2-2, 3を反映させる。）となった次の表費用項目の欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算の基礎となった次の表費用項目の欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、重点的な調査（重点調査）を実施する。（以下、略）

3 平成22年12月28日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、技術提案を提出した。

4 平成23年1月17日、関係調達機関は、技術提案採否を通知した。

5 平成23年2月17日、関係調達機関は、入札・開札を行った。

6 平成23年2月18日、関係調達機関は苦情申立人に対し、重点調査の対象となった旨通知した。

- 7 平成23年2月24日, 苦情申立人は, 関係調達機関に対し, 重点調査資料の提出を行った。
- 8 平成23年3月1日, 関係調達機関は苦情申立人に対し, 重点調査に係るヒアリング調査を実施した。
- 9 平成23年3月28日, 関係調達機関は, 低入札価格審査委員会審議概要を公表した。
- 10 平成23年4月4日, 関係調達機関は, 参加者を落札者とした旨, 苦情申立人に通知した。
- 11 平成23年4月5日, 苦情申立人は関係調達機関に対し, 入札結果に対する苦情申立てを行った。
- 12 平成23年5月6日, 関係調達機関は, 当事者間の協議は終了とする旨通知した。
- 13 平成23年5月16日, 苦情申立人は政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)に対して本件申立てを行った。

第3 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は, 大別すると,

- 1 本件入札説明書に記載のない落札基準が用いられていることについて
 - 2 重点調査の移行判定時の追加資料提出について
 - 3 本件入札説明書に定める特定の評価基準, 記載された落札基準及び基本的要件に従って落札者が決定されたかについて
- であり, これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は, 以下のとおりである。

1 本件入札説明書に記載のない落札基準が用いられていることについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 本件入札説明書17頁別紙1の4には、「総合評価落札方式においてVE提案等によるコスト縮減を認められた者には、ヒアリングのための追加資料（中略）を反映させる」と記載されているため、苦情申立人は実質的には入札資格を制限しない「入札時VE方式」とであると理解した。

イ 重点調査への移行判定において苦情申立人のVE提案によるコスト縮減額が反映されていないことは、「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）第12条第2項（h）の趣旨、すなわち、落札基準に関する情報を含む、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報を入札説明書に記載しなければならない、という要請に違反する。

(2) 関係調達機関の主張

ア 本事業は、本件入札説明書に明記しているとおり、「総合評価落札方式」の工事であり、かつ、契約後に施工方法等の提案を受け付ける「契約後VE方式」の試行工事である。

イ 本事業のような「総合評価落札方式」かつ「契約後VE方式」の試行工事においては、重点調査への移行判定時点では、技術提案の採否の判定は行っているが、コスト縮減を確認する手順にはなっておらず、コスト縮減額を確認するための資料の提出を求めている。

ウ 関係調達機関は、入札参加者が入札書を提出するために必要な情報は本件入札説明書に全て記載している。

(3) 参加者の主張

ア 本件入札の方式が、入札時に価格以外の要素と価格を総

合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」かつ「契約後VE方式」であることは、本件入札説明書「3.(6)①」,「3.(6)②」,「5.」及び「6.」に明記されており、「入札時VE方式」の入札方式であるとは、本件入札説明書のどこにも記載されていない。

イ したがって、入札業者は本件入札説明書の記載から入札の方式が「総合評価落札方式」かつ「契約後VE方式」であることに疑問を持つようなことはなかったと推認できる。

2 重点調査への移行判定時の追加資料提出について

(1) 苦情申立人の主張

ア コスト縮減が認められるとして採用した苦情申立人の技術提案に関し、採用された技術提案に基づいて入札を行うことを強制しながら、関係調達機関は、具体的なコスト縮減の内容及びその額に関する追加資料等の提出を求めることなく重点調査の対象者と判定した。

イ 苦情申立人の入札書は、関係調達機関から追加資料等の提出が求められたならば当然に協定第13条第4項(a)で求める「公示又は入札説明書の基本的要件に適合したもの」となっていたものであり、重点調査の対象とは判定されなかったものである。

ウ したがって、苦情申立人を重点調査の対象としたのは、協定第13条第4項(a)に違反している。

(2) 関係調達機関の主張

ア 協定第13条第4項(a)においては、「機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参

加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる」と規定されている。

イ この規定は、「照会することができる」とされているのであるから、関係調達機関が照会する義務を負うものではない。したがって、協定第13条第4項(a)に反していない。

3 本件入札説明書に定める特定の評価基準、記載された落札基準及び基本的要件に従って落札者が決定されたかについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 本件入札説明書17頁別紙1の4には、「総合評価落札方式においてVE提案等によるコスト縮減を認められた者には、ヒアリングのための追加資料(中略)を反映させる」と記載されているにもかかわらず、重点調査への移行判定では苦情申立人のVE提案によるコスト縮減額が反映されていない。

イ これは、本件入札説明書に定める特定の評価基準、記載された落札基準及び基本的要件に従って落札者が決定されていないことを意味するから、「公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準によりもっとも有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする」とする協定第13条第4項(b)に違反する。

ウ 同様に、「落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及び基本的要件に従って行う」という協定第13条第4項(c)にも違反する。

(2) 関係調達機関の主張

ア 苦情申立人は、関係調達機関が協定第12条第2項(h)及

び第13条第4項(a)に反していることを苦情の根拠としている。

イ しかしながら、主張1及び2で述べたように、関係調達機関は協定第12条第2項(h)及び第13条第4項(a)に反していない。

ウ したがって、協定第13条第4項(b)(c)にも反していない。

(3) 参加者の主張

ア 本件入札の方式が、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」かつ「契約後VE方式」であることは、本件入札説明書「3.(6)①」、「3.(6)②」、「5.」及び「6.」に明記されており、「入札時VE方式」の入札方式であるとは、本件入札説明書のどこにも記載されていない。

イ したがって、入札業者は本件入札説明書の記載から入札の方式が「総合評価落札方式」かつ「契約後VE方式」であることに疑問を持つようなことはなかったと推認できる。

第4 提出資料

1 苦情申立人

平成23年5月16日付け 政府調達苦情申立書

平成23年6月6日付け 意見ないし要望書

平成23年6月13日付け 意見陳述書

2 関係調達機関

平成23年5月20日付け 苦情申立ての却下申出書

平成23年 5月24日付け 迅速処理の要請書

平成23年 5月30日付け 報告書

平成23年 6月13日付け 意見陳述書

3 参加者

平成23年 5月30日付け 苦情処理手続参加申立書

平成23年 6月 6日付け 意見書

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成23年 5月16日付け本件申立てについて、同月23日受理し、同月26日本件申立てを受理した旨公示した。同月30日、株式会社荏原製作所が参加を希望した。

平成23年 6月 7日委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過

第1回 平成23年 6月 7日

第2回 平成23年 6月14日

(苦情申立人、関係調達機関及び参加者が意見を陳述した。)

第3回 平成23年 6月17日

第4回 平成23年 6月28日

第6 委員会の判断

1 協定の適用について

関係調達機関は、協定付属書 I 付表 3 に該当することから、協定の適用対象となる機関である。また、本件調達は、1500 万特別引出権を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、協定第 23 条に該当しないことは明らかであるから、協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定）5.（1）によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる」とされている。

この点、関係調達機関は、以下のとおり、主張する。すなわち、「苦情の原因となった事実を知った日」について、関係調達機関が苦情申立人に対して重点調査の対象となった旨を通知した平成 23 年 2 月 18 日である。また、苦情申立人が同月 24 日付けで提出した低入札重点調査資料（様式—1）における記述から、採用された技術提案事項に基づき積算した結果、重点調査の対象となったことを認識していたのは明白である。したがって、本件申立ては苦情申立期間に遅れて行われたものであるから、却下されるべきである。

一方、苦情申立人は、本件申立ての要因となる事実を合理的に知り得たのは、問題が顕在化した同年 5 月 6 日であると主張

する。

関係調達機関から苦情申立人の意見書に対する回答として、当事者間の協議は終了するとの通知があった日は平成 23 年 5 月 6 日であるから、この時点において、苦情申立人は苦情の最終的な原因となった事実を知ったというべきである。よって、同年 5 月 16 日付けでなされた本件申立ては、上記「政府調達処理手続」に適ったものであり、適法である。

3 本件入札説明書に記載のない落札基準が用いられていることについて

苦情申立人は、本件入札説明書17頁別紙1の4において、「総合評価落札方式においてVE提案等によるコスト縮減を認められた者には、ヒアリングのための追加資料（中略）を反映させる」とあるにもかかわらず、技術提案において「工事費のコスト縮減が認められ」た技術に基づく積算に対して、コスト縮減を反映しない基準価格をもって重点調査の対象と判断したのは、協定第12条第2項（h）に違反すると主張する。

しかし、苦情申立人は入札のやり直しではなく、本件入札説明書を前提とした入札の再審査を提案するよう求めている。この点、協定第12条第2項（h）違反があるとした場合、それは入札手続全体を違法とするものであるから、その場合については、入札のやり直しが求められるべきものである。

よって、苦情申立人は、入札のやり直しを請求しているものではなく、単に入札の再審査を求めているのであるから、協定第12条第2項（h）に違反するとの主張は失当である。

以上により、苦情申立人の主張は採用できない。

4 重点調査への移行判定時の追加資料提出について

苦情申立人は、重点調査への移行判定時に追加資料の提出が求められたのであれば、入札書が「公示又は入札説明書の基本的要件に適合したもの」となることは明白なのであるから、追加資料の提出を求めなかったのは、協定第13条第4項(a)に違反するとしている。

この点、同条項は前段において、供給者が提出する入札書が開札時に満たすべき要件を規定するものである。また後段においては、関係調達機関は「照会することができる」とされており、文字通り義務を伴うものではないことから、関係調達機関が追加資料を要求しなかったことが同条項に違反していると解することはできない。

したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

5 本件入札説明書に定める特定の評価基準、記載された落札基準及び基本的要件に従って落札者が決定されたかについて

苦情申立人は、本件入札説明書17頁別紙1の4において「総合評価落札方式においてVE提案等によるコスト縮減を認められた者には、ヒアリングのための追加資料（中略）を反映させる」としているにもかかわらず、関係調達機関が重点調査への移行判定の際にコスト縮減額を反映させなかったことをもって、本件入札説明書に定める特定の評価基準、記載された落札基準及び基本的要件に従って落札者が決定されていないとして、協定第13条第4項(b)(c)に違反すると主張する。

まず、協定第13条第4項(b)は「公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする」と規定している。しかしながら、

苦情申立人は、関係調達機関が苦情申立人を重点調査の対象としたことが違法であると主張するにとどまり、そのことが、いかなる意味において同条項に違反するかについて、具体的な主張・立証をしていない。

また、協定第13条第4項(c)は「落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及び基本的要件に従って行う」と規定している。この点についても、重点調査への移行がいかなる意味において同条項に違反するか、すなわち、重点調査への移行判定がいかなる意味で「落札基準及び基本的要件」に従っていないのかについて、苦情申立人の主張・立証は不十分である。

したがって、本委員会として、苦情申立人の主張が協定違反であると認定することはできず、苦情申立人の主張を採用することはできない。

ただし、本件調達において採用された契約後VE方式には適用されないと関係調達機関が自認する条項（入札説明書別紙1の4）を記載した点については、応札者の誤解を招き、ひいては協定第13条第4項(b)(c)に抵触する可能性があったことを指摘せざるを得ない。よって、本委員会は、関係調達機関に対し、今後、関係者に協定違反との疑問を生じさせる余地のない形で、公正・透明な入札を実施することを求める。

6 結論

以上の次第であるから、本件入札手続が協定に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず採用できない。

平成23年 6 月28日

政府調達苦情検討委員会

委員長 加 毛 修

委員長代理 高 橋 滋

委員 大 橋 真由美

委員 小 幡 純 子

委員 小 寺 彰

委員 友 永 道 子

委員 友 寄 隆 信